

# 石見銀山の研究

——前期に於ける——

小葉田 淳

## 序言

- 一、銀山の起源
- 二、銀山の領有
- 三、前期に於ける鑛區及家口の聚中
- 四、銀産出の増加
- 五、銀の流動
- 六、我國銀鑛業の發展と銀山

## 序言

此處に前期といふのは慶長五年以前を指すのである。石見國は關ヶ原役後毛利氏の所領から削除せられて幕府の直轄となり、翌六年には大久保長安が奉行として下つてゐるので、本論文では此直轄領以前の銀山を考へんとするのである。近世に於ける石見銀山の名は餘りにも有名であるが、同銀山に關する歴史的の研究としては最近大田中學校教諭山根俊久氏の手に成つた「石見銀山に關する研究」が最も詳細を極めてゐると思ふ。然るに同書に於いても此處にいふ前期に於ける調査は未だ到れるものと

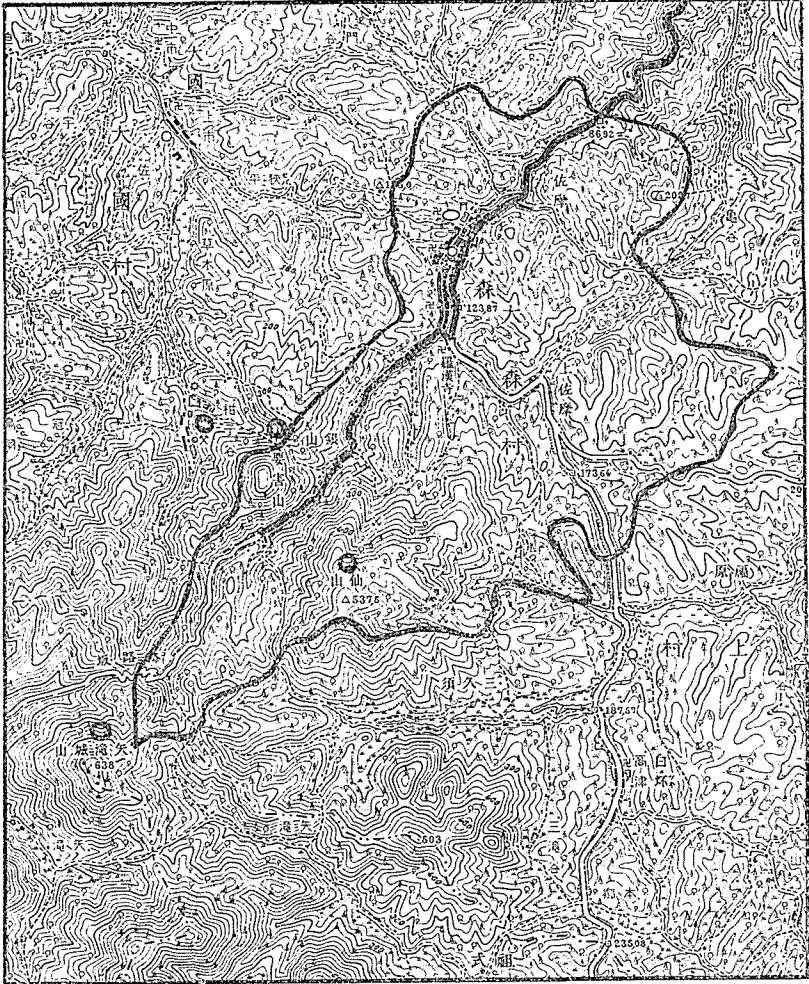
はいひ難い。此時期の銀山研究は其史料蒐集の甚だ困難な爲めに實に容易でないのである。而も論者も嘗つて觸言した如く此時期の銀山は極めて重視さるべき歴史性を見出す。譬へば中世末期全國鑛山開發時に於いて最も早期の鑛山として、鑛山經營並に開坑・採鑛・製鍊等一切の鑛業技師の進歩せる先驅的鑛山として、密接せる九州沿岸都市を介して銀の輸貿の盛大を招致し同時に又沿岸都市ブルジョアを醸成せしめた最大なる銀山の一として、大内・尼子・毛利氏等の活動を基礎づけたる財源の一として。是、得たる資料の甚だ置しく考覈亦到らぬ小論を暫く公にする所以であるが、山根氏其他諸賢の一層精緻なる研究の出でてかくの如きは一日も早く無用に歸せん事を冀ふ次第である。本稿成るに當り、山根氏が論者に與へられたる種々の有益なる指教は其著書の參攷する所大なる事と共に永く忘る能はざる所であり、本夏論者の銀山往訪に際して山根氏と共に東道の勞を惜まざりし大田中學校高橋教諭、山口市に於いて本研究上多大の便宜を得たる小川五郎氏の好意を謝し、併せて其所藏史料の閲讀を聽されし大森町字鑛山上野虎太郎氏・同大森野澤彌一郎氏、及山口縣立山口圖書館の好意を銘記するを許され度い。

### 一、銀山の起源

石見銀山の起源に就いて銀山舊記・石州銀山紀聞・銀山通用字録・石見銀山濫觴記、或は又石州銀峯山清水寺天智院縁起等に傳へる所は大同小異である。<sup>1)</sup> 即ち花園院の御宇、大内弘幸防州氷上山に祀る

圖 一 第

石見銀山の研究



第十八卷 第一號 二九

(圖地近附町森大)

北辰星の靈告を得て石見國邇摩郡仙の上に銀を採つたるに始まり、其後建武・延元の亂に足利直冬石見を攻めて銀山を押領し銀を採取したといふ。蓋し仙の山露頭の自然銀等が相當舊い時代から採取せられた事は考へ得ぬ事でない。仙の山々麓の佐毘賣神社は山神社と稱せられ採鑛冶金主宰の鎮護神として汎く中國筋でも早くから祀られた金山彦命を祭神としてゐるが、此神社は延喜式に載せらるゝ同國美濃郡益田村鎮座のものを永享年間銀山の地に遷座されたといふ説がある。<sup>93)</sup> 銀山に猶現存する寺院の内にも室町時代前期に創立されたといふ由緒を有し、近世では矢張銀山繁昌の祈願寺であつたものがあるが、<sup>94)</sup> 縦令かゝる關係は後になつて結ばれたものにせよ僻在の地に寺院の建立せられた事實は一方に於いて戸口の聚中を豫想し得るのであるから、従つて鑛山業の芽生えてゐた状態も考へられるのである。大内氏が文明十五年五月日の壁書中に分國中の金銀兩目の定法を規示した事等も此處に参照し得ようか。されど文献上銀山探鑛の始めて明確となるのは大永以後の事に屬する。筑前國博多の商船神谷壽亭銀峯山に登つて清水寺に詣り銀鑛を發見して、出雲國鷺浦の銅山師三島清左衛門と謀り、大永六年三月、穿通子吉田與三右衛門・同藤左衛門・於紅孫右衛門を率ゐて採掘に従事した。かくて同國馬路村の灘古榭鞆岩の浦には商船集まつて鍤を買取り、銀山の戸口も激増して盛況を呈するに至つたといふ。

## 註

1. 石見國銀山舊記は文化十三年三月大賀吉楮の編述にかゝる。大森町大字銀山上野虎次郎氏所藏のものは原本が散逸して現

存のは明治年間の書寫であつて書題は銀山要集と記されてゐるが、所謂銀山舊記と同本である。右末文に「右者見合迄に銀山要用之品相記申處依而如件」とあるが銀山要集の書題が適當するやうだ。

2. 上野帝國圖書館に「石州銀山紀聞と題せし書あり、こは太田豊の自筆にもせし銀山のこと集めたる一と巻となり」といふ(史料通信叢誌第二編)。但し論者は未だ一見しない。

3. 石州銀峯山清水寺天智院縁起、大森町大字銀山清水寺所藏、庚申元文五年二月二十九日石城山寺外社多月海淨妄題の奥書がある。蓋し銀山發見の所傳に關する限りは諸書に記する所、清水寺の所傳に據るものと見られる。

石見銀山濫觴記、大森町大字大森田中保市氏所藏

2. 銀山記、大森町大字銀山佐毘賣山神社祠官本城高柄氏所藏、前掲銀山濫觴記等に同趣の記載がある。猶山神社の建立に就いて第三節参照。

3. 其一例として現存するものに玉峯山龍昌寺(隆昌寺)があり、應永頃に創まり大永頃には完備せりと傳ふ。同寺は石見鑑に銀山料札所として第三番に掲げられてゐる。

## 二、銀山の領有

大永の頃銀山の地は大内義興の領知する所であつたが以來銀山は大内・尼子・毛利諸氏爭奪の中心となつた。當時銀山吹山には城郭が設けられてをり(山吹城又銀山城ともいふ)其西南方に當つて降路坂南に矢瀧城があつて銀山の押に任じた。享祿四年二月、溫湯城主邑智郡川本小笠原長隆は矢瀧城を攻略し

て銀山を領する事三年に及び、天文二年に至つて復大内氏の奪取する所となつた。此處神谷壽亭は博多から宗丹・桂壽(慶壽)を伴ひ來て鈍の熔鍊に成功し白銀の製鍊が此地に行はれることになつた。初め壽亭とともに入山した穿通子吉田與三右衛門・同藤左衛門は小笠原氏の矢瀧城を陥るゝや山口に逃れ

て大内氏に事へ大藏亟・采女正の官名を聽され、再び銀山に來り吹大工として製鍊に従事し、吉田若狹守・飯田石見守銀山奉行として銀山の事を監した。同六年八月、尼子氏銀山を攻めて兩奉行を誅戮し、大藏亟は周防へ逃れ采女正は其旗下に屬して吹鍊に従つた。同八年五月、大内氏復尼子氏を追うて銀山を略し内田正重を銀山奉行たらしめたが、翌年九月、小笠原氏再び起つて内田氏は自殺し銀山は其手に歸した。同十一年には長隆死して長徳が大久保肥前守・大谷遠江守以下を率ゐて山吹城に入つたといふ。其後小笠原氏は大内・尼子兩氏の係争に介在して彼此轉變し相當長期間銀山の領有を果し得たやうである。

天文二十年八月、陶隆房叛して山口を襲ひ大内義隆は翌月朔日大津郡深川大寧寺に於いて自殺した。隆房は其以前に密に廻狀を認めて安藝國では毛利父子・吉河・小早川等、石見では益田・三隅・周布・福屋等を語ひ、又豫て通謀してあつた豊後國大友義鑑の次子晴英を迎へて主とした。晴英は同廿一年二月、豊府を發して三月山口に入り大内氏の名跡を襲ひ其故國を領して名を義長と改めた。翌二十二年四月、義長より刺賀氏に宛てたる左の狀を見出される。

石見國阿濃（安濃）郡刺賀郷五百貫地・同國邇摩郡内重富村肆拾貫地等事、先證於山吹城令燒失云者、任當知行之旨刺賀治部少輔長信可領掌之狀如件<sup>1)</sup>

天文廿二年卯月五日

大内義隆の死と共に尼子氏は石見方面に宿志を達せんと務むる所があつたが、當時銀山近縁の地が大内氏の勢圏内に屬せし事は察せらるゝ。刺賀長信が此際既に山吹城に鎮在してゐたか否かは此狀のみでは未だ保證し難いが、二年を経て弘治二年吉川元春の石見入部に際しては、銀山城主刺賀長信・高島遠言を招き降して銀山を其手に收めた事が見える。天文二十三年五月、毛利氏は大内氏及陶一黨の非を問うて兵を起し、石見の福屋隆兼の如き大内・尼子氏と絶ちて毛利氏に結び、翌年十一月には石見國永安の上分百五十貫を吉川氏に致した程であるが、弘治二年三月、毛利氏の未だ防長征戰を完くせざる内に吉川元春は石見に入つて銀山をも降したのである。尼子晴久吉川氏の石見を掃蕩すると聞き兵を出さんとして果さず、五月下旬漸く兵を出して元春の爲め銀山路に於いて破れてゐる。八月二日付毛利元就の書狀に「銀山尼子衆陳之事、此方爲後卷罷出候事其聞候而浮立候」と見え、又「山吹衆敵數輩討捕由候」と見える。<sup>2)</sup>老翁物語に永祿元年以來の毛利吉川氏と溫湯城なる小笠原長雄及須佐城なる本城常光との爭戰を敘して「石見銀山やまふきの城へ藝州より刺賀山城守・高島源四郎兩人を城番に被置候」と見えるが、思ふに刺賀・高島兩氏は弘治二年吉川氏に降ると同時に、元の如く城番として其下に留つたのであらう。永祿元年二月、元春兵を出して溫湯城主小笠原氏を攻め、本城氏及尼子氏の援軍を出羽邑智郡に破り、元就・隆元・隆景の來援を併せて溫湯城を圍んだ。尼子晴久援軍として至り、七月安濃郡大田に陣して、一方本城氏をして銀山糧道を遮らしめ、先勢川合村新原(忍原)に出でて毛利

氏旗下の宍戸隆家等を破り山吹城を孤立せしむるに成功した。山吹城よりは西方西田口を開かんとして降路坂に打つて出たこともあつたが成らずして、遂に刺賀・高島兩氏は下城し温泉津海藏寺に自害したので、銀山は尼子氏の領する所となつた。毛利氏が其後銀山回復に努力した狀を銀山舊記に記して「三年ノ間忍<sup>ヒ</sup>と者を遣はし忍原・劍山・鬼ノ茶臼谷々ニ置、隙ヲ窺フトイヘトモ尼子大軍ノ故スヘキ様ナキ」と記してゐる。<sup>3)</sup> 山吹城には尼子氏より本城常光を入れて守らしめ、毛利氏も急に之を攻め難きを以て元就・元春に勸めて本城を説き味方とした。元春、吉川和泉守・山縣左京を以て城を收め服部治部を以て銀山代官たらしめた。<sup>4)</sup>

毛利氏領内には安藝國に佐東金山があり、永祿六年正月、是を二分して朝廷と幕府とに料所として献せんことを請うて聽されたが、石見銀山の領有も確定したので元就は同年十二月勸修寺晴豊に書狀を認めて是を朝廷の御料所に進献して自ら其代官職たらん事を稟請した。同年閏十二月、元就は元春・隆景と連署して書を聖護院門跡の臣矢島治部少輔に認め、明年正月より銀山を朝廷と幕府とに献せんとし妙満寺日乗をして其意を通せしめた。<sup>5)</sup> 其後足利義輝は屢々内書を以て防長雲伯に於ける他の料所とともに銀山の運上を促してゐるが、毛利氏より朝廷に納れた運上に就いては御湯殿上日記の永祿七年五月十五日の條に「あきのかな山御れう所よりかね五まいしろかね五十まい參る」とあり、八月十八日の條に「あきよりかねまいらせらるゝ」と見えてゐる。かくて黑板博士のいはれた如く毛利氏は一



方に京都に連絡をつけ他方に實利を占めたので、銀山領知を保證し得たとも見られるのである。朝廷に對する銀山の運上は此後も行はれてゐて、天正十四年正月勸修寺紹可の「元春宛書狀」に「就銀山御公用之儀、去年令下向之處、早速被相調御運上珍重候」とあり、且讓位の儀が秀吉の申議にて來月に決定したるを以て御公用の爲め運上專一なるべき事を進達してゐる。<sup>97)</sup>

豊臣氏は全國鑛山の運上を命じ多くの鑛山に奉行を派して監せしめたのであるが、銀山に對しては銀山舊記では天正年中近實若狹守を上使として下向せしめ、同十四年永田大隅守、同十五年三坂牧源藏、同十六年増島左内を銀山御目附として下向せしめたと傳へてゐる。文祿の頃かと推せらるゝのであるが、林就長・柳澤監物を奉行として石見銀山始め毛利氏分領中鑛山の運上を處理せしめた事は秀吉の朱印狀に見えて明かである。<sup>98)</sup>慶長二年銀山公用請取の秀吉の朱印狀は同じく柳澤氏に宛てられ、翌三年の豊臣氏藏納目録の中國鑛山の分も同氏の扱となつてゐる。關ヶ原役後石見國は毛利氏より削除せられて幕府の直轄に移り、翌六年に大久保長安奉行として下向し府を大森に開いて石見統治に當つた。幕府が石見國を直轄した主なる理由が銀山の存在にあることは自明である。

註

1. 大内家實錄引用書（山口圖書館所藏）卷五
2. 小早川文書之三附錄浦家文書二一號 毛利元就書狀

3. 一、當郡之内神田壹町寄進之事

一、於銀山拾五貫前寄進之事

一、當年中社頭建立之事

付手向之事

右於當城本定者則可致成就者也

仍願書如件

永祿貳年六月四日

隆元判

元就判 (萩藩閣録)

此願書は山吹城の回復を祈請したものと考へられるが如何であらう。

4. 毛利氏本城氏との和談後、元春より家老森脇氏を山吹城に置いたと記す向もあるが(銀山舊記等)老翁物語(史籍集覽別記第百九十四)に「元春公よりハ吉川和泉守・山縣左京被遣候、城(山吹城)無異議相渡、治部(服部氏)御馳走たて仕候、後ニハ池田に被相副銀山代官被仰付候」とある方が確かである。安西軍策第四に永祿十二年尼子氏との合戦を記し「又石見の銀山ノ服部左兵衛、河村備前、二宮加賀等出雲境へ働云々」と見える服部と同人であらうか。

5. 瀬川秀雄博士、室町時代に於ける皇室の式徴と毛利元就の勤王事蹟、歴史教育 五ノ四

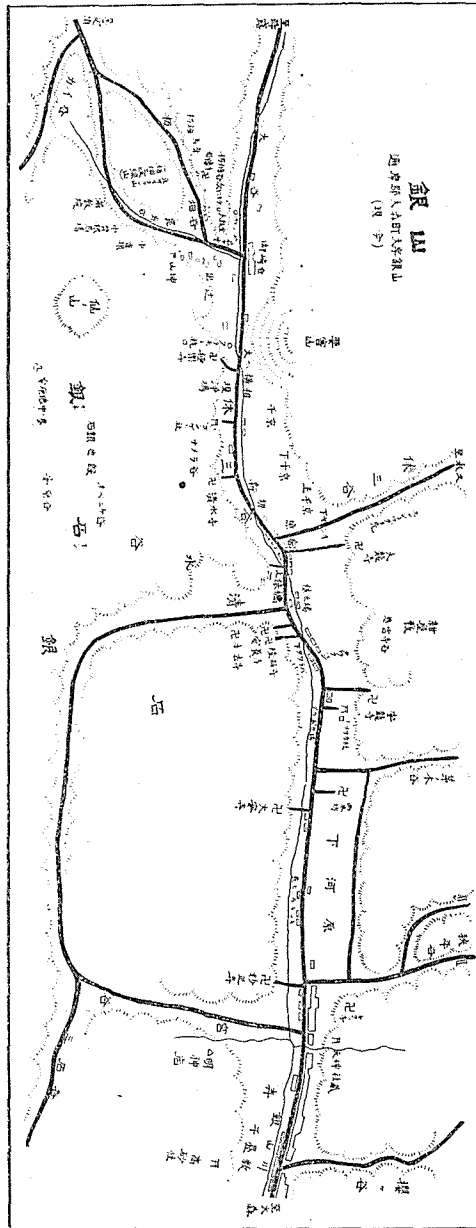
6. 吉川家文書之一、四八〇號 足利義輝御内書、同四八一號 上野信惠奉書

7. 吉川家文書之一、六七二號 勸修寺紹可書狀

8. 毛利家文書之三、九三七號 豊臣秀吉朱印狀。同九三八號 上同

9. 近藤清石著 毛利氏記録類纂(山口圖書館所藏)鐵山の部。猶第四節参照

第二圖 (山根氏著石見銀山に關する研究附圖所載)



三、前期に於ける鑛區及家口の聚中

銀山通用字録に銀山の地域を述べて「邇摩郡佐摩村銀山者兩峰七谿、回二里半四十八間、東西三十五丁、南北二十丁餘」と見える。近世銀山の表入口を藏泉寺口といひ大森よりの入口で、此に對して西端の入口を板根口といひ各番所が設けられた。藏泉寺口を入ると銀山町を成し往時は人家が凡そ板根口

に續き東西町の長さが三十五丁あり、猶谷々も町を成したといふ。所謂銀山七谷、昆布山谷・朽畑谷・大谷・休谷・清水谷・本谷・石銀寺には多くの坑口が掘られて元祿四年に九十二口、正徳四年に百二十七口、而して享保の頃には百二十口あつたが、文化年間には新舊合せて二百七十七口を算するに至つた。

されど此坑口の増加は銀山の賑盛を語るものではないので、坑口數の増加に比し實際の稼山は寧ろ減少したのである。正徳四年午四月の間歩改では總間歩數百二十七口の内稼山五十二坑、享保十四年には總間歩數百二十九口の内稼山五十五坑、文化十三年の間歩改では直山十八口の外に自分稼山十二口合計三十口に減少してゐる。文政六年には直山十八口外に自分稼山十四口合計三十二口であるが、文久元年の調査では直山は七口で自分稼山七口合計十四口となつてゐる。

猶狹い意味で呼ばれる銀山の内には含まれないのであるが、柑子谷なる元泉山は元祿六年始めて掘り出され、安永年中に至つて更に東方に坑を伸長し、良鉉を求むるとともに石銀・本谷方面に導くことに依つて銀山中樞地の一大排水坑たらしめた。永久稼所と稱し明治に至つてから鑛石の搬出・精鍊及積出しは此處で行はれた<sup>01)</sup>。

此等の地域中何處の地が早く開け、何處の谷々の坑口が古く掘られたであらうか。

寛政初年の銀山繪圖に仙の山の傍に註して往古銀生湧出峰とある。仙の上露頭の碎銀が最も早く採取せられたであらうといふ事は實跡に徴するも肯かる。銀山舊記等によれば神谷氏の大永六年山入

際にしては「銀峰山の谷々にて石を穿ち」と述べてゐるが、仙の上所在の石銀、其南麓なる本谷、及西に接する昆布山谷等が早く開けた事を想はしめる。本谷の奥には於紅が段或はお紅が谷と稱する所があるが、此は大永六年山入の際穿通子の一人たりし於紅孫右衛門の名に縁由するものと見られ、又銀山舊記に天文八年大内氏領の時「安女巫等昆布山谷にて銀を吹」と記するは昆布山谷開坑の早きを示すものであらう。文化八年山口の藩士湯淺明信が嚴島神社に詣り廻廊の棟札の讀得らるゝものを手寫してゐるが、其中には弘治年間より天正年間に至つて銀山關係者のもの十二枚を數へ得る。<sup>2)</sup>其内二三を左に摘記すると、

弘治四年〇〇〇敬白

閏六月

石州銀山住栗栖與三左衛門尉

元龜三年十一月十一月吉祥日

石州床磨郡左間銀山内椽畑

(遷)

于時天正〇〇三月吉祥日敬白

石州銀山昆布山住青木大藏亟

といふ如きである。以上の内弘治四年の栗栖氏は天正三年六月吉日の棟札に石州昆布山栗栖與三左衛門と見えるものと同一人である。左間銀山は銀山通用字録に「邇磨郡佐摩村銀山」と見える如く石見銀

山に外ならずして椽畑が即ち朽畑谷なること亦明かである。栗栖といひ、青木といひ、毛利・尼子諸氏の争戦領知の期間を越えて且又永年の間銀山に住居する點より見ても、奉行・代官其他領主任命の吏人ではなくて山師若しくは吹鍊者の類と見らるゝ。天文頃より永祿・元龜頃には昆布山谷より更に西方の朽畑谷も亦既に鑛業關係者の戸口の集まれるを知り得る。本城氏所藏銀山記の内の銀山始納記に山神社の遷移を敘して

此處(休谷を指す)ハ場所宜しからず、白銀の出る本ハ仙の山なれハ、仙ノ山の麓中會根の尾先キ奉勤請、永享より百餘年ニ及びて後大永年中ニ銀山大盛成ル故社を建立して偲仰し奉る、

と見える。中會根は昆布山谷に接臨して、後者を一に山神谷とも稱せられてゐる、山神社の建立に就いて大永七年八月、於紅氏が鏈の争ひの爲め殺害され其靈崇を恐れて祠を成した如く傳へる向もあるが、其是非に就いては此處に述ぶる迄もない。寛政の銀山繪圖に山神宮に註して舊號佐毘賣神社、永享六年遷當所、御寶山鎮護とあるが是は前記の銀山記の所傳と同旨に據るので、其後大永年中社の新なる建立を見たのは、銀山の盛賑に關係して説かるべきであらう。<sup>3)</sup>是亦昆布山谷近傍が早く銀山の中心地を成した事を想察せしめるものである。慶長年間釜屋間歩を開いて大なる成功を収めた安原氏は天正年中に本谷に至つて住居せりといふが、本谷も亦天正以前既に居住地を成した事は明かであらう。

近世では銀山の寺院百餘ヶ寺に及び幕末に猶三十餘ヶ寺を數へたといはれるが、其等の内には天正以前の建立にかゝるものは尠くなかつたであらう。夫等の一々について調査することは現在不可能なるは遺憾であるが、其一二を述べよう。

天正十五年三月、豊臣氏の九州進發に際して細川幽齋は山陰道を経て九州に至つたが、銀山を経たる記事に、

それよりやがて銀山へこえてみるに、山吹と云城、在所の上に有をみて(和歌略す)、やどりける慈恩寺、發句所望、庭前に楓の有をみて(句略す)、

とある<sup>4)</sup>。慈恩寺なる寺院は現在しないし寛政其他の銀山古繪圖にも見ないやうであるが、山吹山の東方休ミ谷と芽ノ木谷の中間、隆昌寺に相對してジウン寺谷の名稱が残つてゐるのが其所在を示すものではあるまいか。長門國萩なる寶塔山吉祥院神宮寺は元石州銀山より周防一坂銀山に引寺し其後元和年間一坂より萩へ引いたものといふ<sup>5)</sup>。石州銀山より一坂銀山への引寺は恐らく天正末年なることを推定すべき理由がある。石見銀山の神宮寺は岩屋山と號して天文十八年八月の建立といはれるが、いふまでもなく銀山の鎮護神たる山神宮(山神社)と密接の關係にあるもので山神々宮寺とも稱せられた<sup>6)</sup>。神宮寺が鑛山鎮護の祈請所たる事と一坂銀山の盛時が天正十九年頃より始るといふ事實とを此處に想起すれば前述の理由は自ら理解される。銀山の神宮寺は山神宮とは離れて現在清水寺に合併せら

れてゐる。周防國吉敷郡小鯖村關雲寺所藏の鐘銘に、

一聽鐘聲、當願衆生、脫三界苦、頓證菩提

應永十七庚午三月廿一日、西興願主源至、大工大和光用、

今月光山關雲寺堂住也、石州銀山長安寺大翁代改之

皆文祿二年巳林鐘初一日淳虎謹敬白

とある點から銀山長安寺の存設が文祿以前にある事は明かである。

長安寺の位置は寛政の銀山繪圖では現在の西本坊の西隣で藏泉口に近く下河原の地籍で銀山の入口に當る<sup>89)</sup>。單に地域上のみから論ずると此より奥部即ち鑛山早期に開けてゐる昆布山谷石銀方面に近く多くの寺跡を留めてゐる寺院は長安寺に比しより古く建立せられたことを一般に考へ得るのでないか。孰れにもせよ天正・文祿頃には銀山の各々より下河原地域まで寺院の建立せられた事は推せられるのである。

佐比賣山神社由緒記に「慶長八年大森ニ大火アリ、石銀ノ方迄約三千軒ヲ燒失」といひ、本城氏所藏の銀山記に「同八年(慶長)の春銀山大火<sup>今の火横相より石銀道米か、み岩の所迄三千軒餘燒失</sup>、社頭も類燒致し重兵衛様御再建なり」とあつて慶長初年の銀山繁榮の狀を示すものがあるが、人家の聚中が突如として行はれたのではない。

同じく銀山記中に

大永々引續き天正年中まで八十餘年折々大盛を得、殊に天文の初め大盛にて銀山七谷家數一萬三



千軒是有ル也此時節長崎方唐人など來り住す、朽畑の頭に唐人屋敷唐人橋と云ふ名有

と見える。家數一萬三千軒の數は誇張の嫌は免れぬが、天文初めの大盛りの事實の如きは架空の傳ではない。朽畑谷に残る唐人屋敷唐人橋の名が果して天文頃唐人來往の名殘か否か疑はしきものゝ如きも、當時の急速なる銀貿易の激増、銀貿易船の來往等の事實を考へれば肯かるゝものがあるであらう。天文二十年霜月の記述といふ大内義隆記に「都督在世ノ間ヨリ石見ノ國ノ大田ノ郡ニハ銀山ノ出來ツ、寶ノ山トナリケレバ、異朝ヨリハ是ヲ聞、唐土・天竺・高麗ノ船ヲ數々渡シツ、」と記すも此處に思合せられる。

註

1. 山根俊久氏著 石見銀山に關する研究、二二頁、五一頁以下

2. 辛未紀行（山口圖書館所藏）（文化八）三月五日條

棟札に見える人名は栗栖・青木二氏の他、天正十八年九月吉日諏訪左近尉、文祿二年潤九月吉祥月諏訪方兵藏（前者と縁人か）、文祿三年十月吉日奥源左衛門尉、天正二年十一月吉日三宅彦（彌）三郎、永祿十二年二月吉祥日同三右衛門、天正十七年八月吉日同壹岐守である。

3. 於紅氏の殺害による靈崇を祀つて祠を立てたといふ傳は銀山通用字錄、石州銀山紀聞に見えるが、此とても美濃郡なる佐毘賣神社を永享年間銀山に移して山神本社たりし事を記してゐるので（石州銀山紀聞）、問題は永享年間の新なる神社の建立にあると見られる。

中國筋でも金山彦命が鑛山鎮護の神として早くから祀られたといふ事、殊に産鐵地では金屋子神なる神が採鑛冶金主宰の神

として祀られてゐる事は興味深い問題である。向井哲吉氏著 鑛業の神金屋子神（日本鑛業會誌五三一號）参照

4. 九州道の記 群書類從卷三百廿八
5. 島田智庵著 萩古實未定之覺（長周叢書所收）
6. 銀山通用字錄、神宮寺は石見鑑には銀山料札所の二番となつてゐる。
7. 延享三寅、山口一之坂銀山之來歴、閩閩錄三十六に慶長年間の一之坂公納銀一紙等がある。（毛利氏記錄類纂鑛山の部）
8. 山口縣風土誌（山口圖書館所藏）、金石文誌五之上

#### 四、銀産出の増加

銀山舊記等に記す所では、神谷氏の採鑛の初めから商人多く邇摩郡馬路浦柄ヶ岩に集り錠の賣買行はれたりといひ、大内義隆記には銀山の出來するや異朝より之をき、唐土・天竺・高麗の船を渡來せりといふ。

我が國は天文初年を期として銀の輸入國たる状態から轉じて輸出國となつた事は甚だ注目せらるべき事實である。朝鮮に於ける關係を見るに從來銀は専ら彼より流入するを例としたが、朝鮮の中宗三十三年即ち我が天文七年頃より銀を舶載するものが多くなり、翌々天文九年には幕府使臣安心東堂は銀八萬兩を費して交易を求めてゐる。幕府使船を始め諸侯の使船は其舶載貨物と共に博多商人の手にて調達せらるゝのが例であつた<sup>1)</sup>。銀輸貿の前述の如き轉化の状態は支那に對しても略同様であつて、彼我商舶の往來とともに多くの銀が舶載せられた。而して單り日支舶のみでなく、やがては又葡萄牙人

の手によつて銀の南支輸出の尠くなかつた事も考へ併せねばならぬ。李朝實錄に天文末年支那船が日本銀購入のため多く日本に到る状を述べてゐるが、此等に就いての論述は他の機會に譲らねばならぬ。銀の對外輸出に於いて直接關係を有つものは多く博多を始め九州沿岸の商賈に他ならぬ。而して又一方に於いて石見銀山が西國に近接せる殆んど唯一の最大なる銀山である事を考へれば、輸銀の激増の背後に潜む銀山の位置を想到するに難くない。銀山記にいふ「殊に天文の初め大盛にて云々」の記載の架空にあらずといふのは此故である。

銀山舊記では神谷氏が天文二年鎚の吹鍊に成功した時歲額銀百枚を大内氏に納れ、天文八年同氏が尼子氏の手より銀山を奪還した際は五百枚を納めしめたといふ。當時の普通の量法に従へば、各四貫三百匁・二十一貫五百匁であるが、採鑛額に對して如何なる分別けで運上したか明かでない。天文末弘治初年の銀山に關する消息を志道廣長より毛利隆元に宛てた言上書に見出す。

一、上下商人共銀山出入之駒之足可被仰付之被仰聞候、尤候 ○下略

一、たゞいまハ銀山と申事出來て、たか荷米錢など出入候へハ、奉行衆懇ニ被申付候ハ、一方之御用ニ立候程ハあるへく候と存候、奉行衆かんゑうニテ候、

一、此駒足三所にてとうれ候ま、定商人以後ハ銀山え出入ハあるましく候哉との各被申事にて候、當所三日市にてハ河内守よりとうれ候、北にてハ式少御とうせ候、上より被仰付候所ハ、

たか荷ニハ百廿つゝとうれ候、以下ハ六十四文つゝ、其以下ハ卅二文つゝと被申付候由候、然處所々ニて下々よりとうせられ候事ハ以外いハれぬ子細ニて候歟、停止させらるへく候哉、

さ候ハすハあき人の出入ハとまるへく候由候、したりなる事候歟 ○中略

十二ノ十

瑞如(花押)

2)

雅 樂 允 殿

廣長は弘治元年七月朔日九十一歳で没してゐるといひ、又此言上狀の末段に「如此之條々某より申上候とハ御うハさ有ましく候、たれ、をもちめらいハなく候へとも、九十罷成候口かましく咥口共申候やうニ候へハ不可然候云々」とあるから、死没の前年天文二十三年暮のものであらう。此文書によると銀山往來の商人に駒足錢を課せんとした事が知られるが、駒足錢は駒疋に對して徴收する當時の關料である。駒足錢をそれ、荷物の高下に應じて三ヶ所に於いて取立てるといふのであるが、其一なる三日市は石見國邑智郡出羽なる安藝に通ずる驛路、他の北は安藝國高田郡北なる同じ石見路の吉田に通ずる沿道に當て得よう<sup>3)</sup>。銀山出入の商人にして安藝方面より往來するものゝ多かつた事が察せらるゝ。天正年間銀山の産銀状態を窺ふべき資料として毛利家文書に收むる銀山納所高注文がある。

銀山納所高辻

一、貳千五百貫 前々ヨリ御公用分

一、百六拾五貫 聖門領

一、九拾壹貫 下河原 生田服部分

以上貳千七百五十六貫 但一ヶ月分

此年中合三萬七千七拾貳貫

此銀百十五貫七百五十貳匆め

板ニシテ貳千六百九十貳枚カ

又九百六十枚 山役年中分

合三千六百五拾貳枚 年中分

此外ニ

一、代九百貫 年中節旬御禮錢

一、代八十 یش金口役 但不定年ニより候

一、代百貫 むろ役 是も不定

一、荒屋敷荒床ヨリ納代在之

此四ヶ所之事者すゝめし時可申上候

天正九

七月五日

公用分、聖護院運上及銀山下河原なる生田・服部兩氏分(是は奉行等であらう)合せて年役、錢にて三萬三千七十二貫、即銀百十五貫七百五十二匁、是を四十三匁(即ち銀十兩)一枚として二千六百九十二枚、此外に山役九百六十枚があり、猶年中節句禮錢以下の所納がある。いし金口役は石銀の口役で、荒屋敷荒床は吹鍊所であらうが、四ヶ所云々と記す所を見れば是だけの數があつた譯である。<sup>a)</sup> 此だけの運上額が採掘高に對して幾何の歩割で行はれたか明かにすべくもないが、當時の銀の年産額は恐らく數百貫以上に達したであらう。<sup>b)</sup> 文祿・慶長頃は豊臣氏は林就長・柳澤元政兩氏を奉行として毛利氏分國中銀山運上を掌理すべき事を布達してゐる。慶長二年度の毛利氏分國銀山公用請取の秀吉朱印狀は左の如くである。

請取 新銀山御公用事

合 銀子千枚者

右備中國・備後國・出雲國・石見國・安藝國・長門國・周防國七ヶ國當年分内且納也

慶長貳<sub>丁</sub>酉年七月朔日

秀吉朱印

やなきさは

請取 中國新かな山銀子之事

合 貳千枚者 ひんこ・ひつ中・いつも・いわミ・あき・なかと・すわう七ヶ國分也

但慶長貳年分也

慶長貳年十二月廿八日 秀吉朱印

やな木けんもつ<sup>6)</sup>

右は前後の二半期に分けた請取狀と見られるから、年運上額は此合計三千枚即ち百二十九貫である。猶之を翌慶長三年の豊臣氏藏納目錄に、

中國(諸々銀山四千八百六十九枚)柳澤監物

とあるのを参照すると、新銀山の意味が新開の鑛坑を指すものとも考へ得られようか。毛利氏分國中石見銀山以外に採掘された銀山もあるが、<sup>7)</sup>此等は産銀額の點からいへば未だ當時では多く顧みるに足らぬであらう。年次不明の毛利氏宛秀吉朱印狀に「其方分領中石見國先銀山之外、所々有之分銀子事云々」と述べてゐるが、石見銀山が第一に注視せられた事は言を要せない。而して又以上の運上額は單り豊臣氏に致された分に留る事を注意しなければならぬ。

關ヶ原役後銀山は幕府の直轄に移され、やがて大久保長安が奉行として統治するに至つて銀山が非常な繁榮を見たことは疑ない。備中早島の生といふ安原傳兵衛因繁が釜屋間歩を掘出して、一ヶ年の

運上額一千貫・二千貫時に三千六百貫に達したといふ。かくて銀山の盛代は凡そ寛永年間に及んだといふ。

永祿五年其領有を完全ならしめてから毛利氏・吉川氏の銀山統治は約四十年間に近い。此間銀山の盛衰は時に一樣ではなかつたし、朝廷及足利幕府料所として幾何の運上を進獻し、殊に天正後期よりは豊臣氏に多大の公納を課せられたが、領主として毛利氏・吉川氏の獲得し得たる利は甚だ大なるものであつたらう。元就の卒後間もなく元龜二年六月の元春・隆景及福原貞俊・口羽通良連署狀に「温泉銀山御公領之事此間洞春様如被仰付候、少茂自余之御用ニ不被仕、御弓矢之可被御用候」と見える。温泉銀山は即ち石見銀山であつて其所得は専ら軍資に充用すべきことは元就生前よりの遺誡であつたと解される<sup>8)</sup>。元春の子經言が小笠原氏の養子たらんとするや輝元は天正九年八月自ら書を元春に送つて之を止め、三家(毛利・吉川・小早川三家)の内一家を失ふは即ち三家の滅亡なりといひ、此條三家善惡之所候、其子細者、諸國衆備無曲被存、彌不慮眼前候と述べてゐるが、其謂は小笠原氏の如き國衆は最後迄信據せらるべきものでなく、延いては三家の合體に隙を生ずるを恐れたのである。而して輝元は次に「其上銀山無正儀成行可申候、左候時は弓矢も成申間敷候」と記してゐる。吉川氏は永祿以來銀山を直轄してゐたので元春自筆の覺書にも「其始銀山之儀、御沙汰候つゝ、就其之事」と見えるが、小笠原氏は元々石見國温湯城にあつて銀山路近縁と勢威あるを以て、銀山領有に變事あるを恐れたのであ



らう。孰れにしても銀山に異變あれば「弓矢も成まじく」とは、前述元就以來の精神であり、毛利氏に於ける銀山の價値を語るものといはねばならぬ。

毛利・吉川諸氏の豪華なる金銀の把有を此處に數へようとするのではない。天正十六年七月、毛利輝元上洛の際に「金銀錢御船にて五拾餘艘にて至淀に御上せ候」とあり「申刻に京都へ御着候。(中略)金銀錢奉五拾輛にて淀より御引せ候」と稱せられた。此財貨は禁裏を始め太閤諸大名以下に贈献せられたのであつて廿三日の條に、

關白様 殿様御進物 銀子三千枚折に入

北政所様 銀子二百枚

關白様へ 隆景様御進物 銀子五百枚

廣景 同 三百枚

廿五日の條に

大政所 銀子 百枚

大和大納言 同 二百枚

近江中納言 同 二百枚

備前宰相 同 五十枚

○中略

禁裏様

銀子 百枚

女御様

同 一折

准后様

同

とあるのを始め、二十九日には尾州内府、晦日には大和中納言に招待され、其度に贈銀の事あり、又寺社の參詣、茶湯、能樂等の施物は皆其贈與を以て飾られた<sup>10)</sup>。此一例に見ゆる銀をもとより石見銀山にのみ關係せしめんとするのでもない。されど其豪富なる銀の所有に最も多く銀山の影を感じる事は論者一人のみではないであらう。

註

1. 拙稿 中世後半期に於ける日鮮金銀貿易の研究 史學雜誌 四三ノ六、七
2. 毛利家文書之二、五九四號
3. 三門市は出羽村の驛舎、邑智郡川本村を経て銀山に通じ、南一里半で久喜に到つて安藝國に入る。又一路は田所を経て安藝國に入り新庄村で街道に接す。出羽久喜を経て吉田に通ずる沿道に此がある。
4. 毛利氏寶藏文書考證卷八に此注文につき四代實錄の解釋を引いて「石州銀山ヨリ一歳官納ノ計ヲ錄上シテ曰ク、納錢三萬三千七拾貳貫ノ内貳千五百萬貫ヲ官用ニ供シ、百六拾五貫ハ聖門領トシ、九拾壹貫ハ下河原生田服部ノ領ナリ、コレヲ金ニ換ヘテ貳千六百九拾貳枚ヲ得云々」といふ。此解釋の意味は殆んど見當もつきかれる。大日本古文書に「板ニシテ貳千六百九十貳枚か」とある場所に頭註して「金ニ換算高」と記してゐるのは、前の四代實錄と同様の解釋だが、金銀の價值及量目の關係を考へ

5. れば其妄誤なることいふ迄もない。枚は金でも銀でも拾兩(但し目方は金四拾五匁或は四拾四匁に對し銀四十三匁)ないふ。灰吹銀を拾兩の判に作られる場合も多かつたが、「板ニシテ」といふのは此處では必しも實際拾兩の判を作つたといふのでなく秤量上の表し方と考へる方がよい。猶此註文に就き寶藏文書考證に「天正九年七月五日石州銀山本年貢賦ノ計ヲ録シ之ヲ朝廷ニ上ル」とあるが、是が管つて御料所として銀山を献進したといふことから、かくいふならば少しく早計に過ぎると思ふ。此處に參考のため徳川幕府直領代正徳四年の銀山鑿分の法を見ると、主として直山についていふやうだが、大谷・朽畑・昆布山・休谷・清水谷の五山は

出鑿の内、三分の一は公儀前、他三分の二を山主前となつてなり、銀山・大谷の二山は「石堅入用多クかゝり候故」五分の公儀前、殘分山主取分の割となつてゐた。此外新開坑等特別のものは率が低いので例せば

一、勘辨切地の出鑿へは 十二分一

一、御直山の内山師が寸法切をして 十四分一

一、鑿が出始めた所謂任手切地は 十六分一

一、山師持山出鑿は 二十分一

といふことも見える。(山根氏著書 一三二頁以下)

6. 毛利氏記録類纂 鑿山の部 萩藩閩閩録卷廿一に收む

7. 周防には既述の如く一之坂銀山あり、長門には青景銀山があり、天正元年より文祿四年迄盛山で寛永に到り衰微せりといふ。

(山口圖書館所藏、風土記注進案美禰郡青景村書出八) 防長には當時猶採掘された銀山もあるといふが、出雲・備中・備後に就いては論者の調査は及んでならぬ。

8. 瀬川博士は此文書を擧げて、「とあるから元就は死に至るまで皇室に奉仕したのみでなく子孫に命じて其の遺志を繼紹して王事に勤めた」と説かれたが、此文書から恰も元就が死後まで銀山の御料所たることを違はざらしめた如く解されたのは如何に

しても無理である。(同博士前掲論文)

9. 吉川家文書之一、一九六號 毛利輝元自筆書狀

10. 毛利輝元上洛日記(長周叢書所收)

### 五、銀の流動

銀山出銀の流布の状態を一般的に此處で述べようとするのでなくて其一二の場合を擧げるのである。銀山舊記に、

勿論往古は出灰吹銀御引上にも不相成、上納物斗灰吹銀にて相納、餘は當時通用銀の様に一匁二匁或は拾匁廿匁と申様に、悉く切銀にいたし融通に遣ひ候故、一ヶ年灰吹銀何程と申出高相知れ不申候云々

と見ゆるが、後には運上銀以外のものも代金を給せられて一切灰吹銀として納所せしめたのであるが、當時はいふまでもなく運上銀の外は鑛業者自身の手で処理せられた。銀山は出銀の直接的な融通流布の中心であつたのである。

京都帝國大學史研究室所藏東大寺文書寫本第十五冊に、年次は記されぬが元龜三年頃のものかと推定せらるゝ左の文書がある。

御分國中殊別而者石州銀山勸進之事、以國司左京亮、兒玉三郎右衛門屋形江令披露之間、從南都此

衆江苑、以書體右趣同前ニ被成御頼由可被仰遣之候 ○中略

三月四日

訓藝

年預五師

知事代衆

此文書は毛利氏分國勸進の件を、毛利氏の家臣で常に東大寺領關係の奉行であつた國司・小兒二氏を介して申入れたので、更に改めて年預五師等から二氏に宛て、依頼の書狀を差出すべきやう申達したものである。此勸進は大佛殿造立に關するもので、永祿十年十月、大殿燒失し大佛の頭が落ちて後、同十二・十三(元龜元)に互つて佛體は舊の如く成功し得たが大殿は成らなかつたのである。「殊別而石見銀山」といへば銀山が勸進の最大なる目的地とせられたので、恰も此と前後して嚴島神社廻廊の棟札奉納者に銀山住人の名を多く列記せられたのと好對照を成し、銀山の富致と繁榮とを示すものであらう。

周防國佐波郡國衙内の土居其他の諸領及同郡仁令等は中世以來東大寺領であつて歲々の年貢を南都に納れた。例せば天文九年六月の防州國衙正稅納下帳の如きには明細な記録があるが、<sup>1)</sup>仁井令に就いては

請取學侶仁井令方正稅事

合參拾石者正米  
五拾貫文正錢

右爲天文四乙未歲分所請取如件

天文五年丙申十月六日

實維

江口與左衛門尉殿

の如きがある<sup>92)</sup>。年貢の納済に米錢を充用する事は一般と變りはないが、やがて米錢に代へて銀を使用するに至つたので元龜四年三月の文書の如きは其早きものゝ一である。

運送浮米之事

一、銀子壹貫八拾三文目四分

爲去年分出吉田舊冬御勘渡之、但此内五百壹文目壹分六リシ賀河方去々年拜借分返辨之

一、米百九俵

爲去年分出防州道前當春御勘渡之

以上

○中略

元龜四年丙三月廿八日

上司平右衛門尉

吉綱(花押)

○以下署名略

實相坊

人々御中<sup>3)</sup>

又同年七月の防州年貢銀子日記に、

壹貫六十三匁三分

此銀子 貳拾四枚卅一文目二分當ル

此内

五枚十九文目五分 申酉ノ土産下粮物等

殘銀子 拾九枚十一文目七分在之

此代錢 卅八貫五百八十一文

此内所下

○中略

合 參拾六貫十四文

此外 五百文

廿文

御上番へ禮

銀子切飯代

五十文

銀子切賃

都合 卅六貫五百八十四文

殘分 當年五月二日 十講不足分

○中略

元龜四年酉七月二日

とあり、翌天正三年の防州年貢納帳に<sup>4)</sup>

天正二年<sup>甲戌</sup>

合 五百文目 且半分定

相殘半分訓藝方在之

浮米方 三枚卅文目

○中略

天正三年<sup>亥</sup> 七月十八日

とある<sup>5)</sup>。其後防州諸所の貢納に銀子が多く代用せらるゝに至つた事は、同寺文書に多く見ゆる所である<sup>6)</sup>。

京都東福寺も中世以來周防國佐波郡得地を領したが、天文廿四年閏十月の得地正税米納の注文には



佰卅石 丑年分 定代 六拾五貫文

佰卅石 寅年分 定代 六拾五貫文

已上佰卅貫

支行(中略)

と見えて此頃迄は米錢を以て其運上を納れた事他と同様である。然るに永祿二年五月の得地正稅米并奉加官錢納支帳によると

殘 卅貳貫六十六文 内廿八貫六十三文 銀子七百八文目之代 大小廿四切圖在之云々

と見え、永祿八年以後の東福寺納錢之簿によると

永祿八<sub>丑乙</sub>正月以來

九貫三百卅四文 得地銀子沽却之代 惠級

拾壹貫廿六文 同 令見

永祿九<sub>丙寅</sub>正月以來

陸貫百五文 八月十四日

得地銀子沽却代 龍喜

同日

陸貫百五文 同日 令見

陸貫百五文

同日

惠級

永祿十<sub>丁</sub>卯正月以來

拾五貫百卅八文

得地銀子沽却代

令見

九貫卅文

同

惠級

とあるから永祿頃から以後は得地の年貢の尠くとも一部は銀を以て代へられたのである。

かくの如くして銀山近縁の地に於いて、他地方に比し早い時期に銀の流布せられた事實を見るのは蓋し當然であつたであらう。

註

1. 3. 5. 京都帝國大學國史研究室所藏 東大寺文書寫本第十五冊

2. 4. 同 第十九冊

6. 其主なるものは

天正三年<sub>乙亥</sub>七月廿一日 東大寺衆徒等正税請取狀(第十四冊) 天正七年卯三月七日 快圓從西國上ル金子沙汰狀(第十五冊)

八月十九日 天正九、十兩年國衙土居内土貢米并所々正税勘文(第十四冊)

天正十一年未分國衙所々御正税并土居内土貢米勘文斷簡(第十四冊)

○以下略す

### 五、我國銀鑛業の發展と銀山

前述の如く銀山舊記等では神谷氏が天文二年博多から宗丹・慶壽なるものを連れ來つて銀の吹鍊に

成功して此時以來銀山の地で銀製鍊を行つたといふ。其以前は自然採取の場合ほとにかく問歩を穿ち鑛石の採掘が始められて、鑛石即ち錠のまゝか、或は精々で極く簡単な製錠が加へられて海路來集した商人の手に轉賣されたものであらう。銀山濫觴記に「是より(大永六)してこそ石見國馬路村の灘古柳・鞆ヶ岩の浦へ買船多く來りて銀の錠を買取て壽亭が家富從類廣く榮えたり」と記し、石州銀山出灰吹銀高覺に「錠を鉛に吹立博多へ運送米錢に引替」と見える。即ち鑛石のまゝか或は古來よりの銀の吹分け法たる鉛を加へた含銀鉛所謂粗鉛の如きものに成して博多へ輸送し買賣されたといふ。李朝中宗實錄の二十三年(天文四年)二月壬子の條に、

刑曹啓曰、○中略 而朴繼・孫王・豆應知・安世良・張世昌等以倭鉛鐵作銀干黃允家

と見える。鉛鐵は銅鐵・鐵鐵の語が銅・鐵をいふ如く鉛であるが、單なる鉛では勿論無いので含銀鉛である。燕山君十二年八月の條に「命端川所進鉛六千九百斤、鍊銀後以滓鉛燻造青朶」とあるが、此處にいふ鉛も是であつて、前述の錠を吹いた鉛である。朴繼等が倭鉛即ち日本より舶載の鉛より銀を製鍊したといふのであるが、此鉛は博多より輸賣されたものなることは明かである。思ふに銀山より博多へ轉賣された鉛も其儘輸出せられたものも多かつたであらう。

然るに天文二年神谷氏が始吹鎔錠製白銀といはれ、銀山で製鍊を行ふに至り出銀も次第に増加したといふのは、此際新しき冶金法の採用された事實を示してゐる。而して此冶金法が博多より來往の人

々の手に成れることから見ても新に外國より傳習されたものであらうと想像される。吉田東伍博士が「大内氏の時、明・朝鮮との交通で新技術が海外から傳つて石見銀山を一新したと思はれる。桂壽や宗丹も海外の新技術を傳へたものであらう」といひ、竹越氏も「永富二子あり。長を主計と號し、次を壽貞と號せしが、從來我國の採鑛冶金の術甚だ幼稚にして多く金・銀・銅の鑛石を支那人及び南蠻人に賣りしが、壽貞之を慨し自ら人を引きて支那に入りて冶金の術を傳習して歸る」と述べてをられ、殊に竹越氏の記述は神屋氏の海外貿易に従事した事は事實であらうから寔に好都合に出來てゐる。然しながら此冶金法の傳來も確實なる支證があるのではなくて推察の範圍を多く出でぬ。然るに李朝中宗の三十五年(天文十一年)足利幕府の便船が近時金山と稱する鑛山から銀を多く産するに至つたことを述べて銀八萬兩を舶載した際、大司憲申瑛の言に、

### 彼緣我國奸人學得造銀之術

とあつて朝鮮より銀冶金の法を傳習したことを記してゐる。<sup>3)</sup>朝鮮では燕山君の頃から端川等の銀坑は相當隆盛であつて、尠くとも銀鑛業に關する限りは内地よりは一步先じたる事を感じざるを得ない。殊に彼地の銀鑛は端川を始め含銀鉛鑛であつて、鉛鑛よりの銀の分析技術は進歩したものだと思はれる。博多邊りの商人が鉛を其まゝにて朝鮮に送り、彼地で白銀に製鍊したといふ事實は又此間の事情を察せしめるものがあり、同時に其冶金法を傳習せしめる機會を示すものといへる。<sup>4)</sup>斯くいふ意味

は當時新來の冶金法のすべてが、朝鮮より來つたといふのではない。其間採鑛冶金に關する種々の技法の習得もあり、工夫も積まれたことであらうし、其内には支那より教示せられたものもあつた事は論者も亦想像する所である。

石見銀山が他の多くの諸鑛山特に銀山、例せば但馬國生野、佐渡國鶴子等より早く開けて、新なる採鑛冶金の法が施され進歩せる經營が行はれたことは鑛業史上注目すべき點である。<sup>5)</sup>

天文十四年の暮小槻伊治が勅使として肥後國なる相良氏分領に下向した頃、同領内に銀鑛が発見せられてゐた。同年十二月十日付伊治より相良義滋宛の書狀に、奥山右衛門尉を遣して其招請を受け且茶道具を贈られたるを謝し「將亦銀子事、彌此使可被仰渡候、目出成就候様、念願候」と述べ、更に三角から海上島原に渡つた當日同月十五日付の書狀で「又銀子事、可爲御隱密候、於山口、案内者相見之、可然候由申候者、石州至銀子山中申付之、不日可下申候、幸奥山被官人銀山大工所預置候、御知行ノ分クサリ於有之者、天下無双之奇妙候、此事伊治馳走申候共、可爲御隱密候、銅ニ成候共、可爲御重寶候云々」といつてゐる。此によると伊治の斡旋で見本の銀鑛を奥山被官人銀山大工に預けて山口に至り其方面の識者に見せて結果がよければ、更に石州銀山に遣つて確かな鑑定を得て報知する事になつたのである。其結果は翌年七月十二日付義滋から息晴廣に宛てた書狀に詳かである。

寔吉兆、千喜萬祥、珍重々々、仍銀石之事、大工洞雲へ見せられ候、但州石にも勝候之由申候歟、

満足此事候、如此之儀、日本珍物候之處、至當代現來之儀、不相應之事候之條、倍可爲校量候、諸篇御神慮無疑候之間、家繁榮心懸無申及候、去年官務殿爲勅使被成御下候、過分之至、外聞實不可過之候之處、右之趣、希代不思議之奇特(特)更不及言說候、彼大工可急之由申候歟、得其心候之條、直申越候、旁以別紙申候、可入其思慮候、天文十五年丙午七月六日於宮原銀石現出之旨、記錄之儀、不可有油斷候、彼一通之事、爲後日之條、然々被納置候て肝要候、猶期後喜候、恐々謹言

七月十二日

義滋(花押)

此書狀によれば銀鑛の産地は宮原である。銀石現出の旨を記録すべしと歡喜した七月六日は大工洞雲より「但州石にも勝候」と鑑定結果の報知を得た日であらう。此報知狀は後日のため保存すべしといつてゐる。大工洞雲が石見銀山の大王であらう事は前掲書狀との關係からも想像せられ、銀山が鑛業知識技術の中心たりし事を示すものであらう。<sup>6)</sup>

石見銀山と併稱せられた但馬國生野銀山は守護山名祐豐の時、天文十一年二月始めて銀鑛を掘り蛇間歩なる坑を開いたといふ。然るに採鑛の當初は「銀に成するを知らず、然るに石州の商人來て此石を求めて石州におひて吹所に多分銀垂なり、則此もの石州より金堀・下財・金吹を召連來りて今の御立山のうち所々に間歩を開く、山神の東なり」と記されてゐる。山名氏は天文十一年より弘治二年迄銀山を領知したが、吹鍊の臭氣を嫌つて當地に於いてするを禁じ、山名氏に代つて太田垣氏の領となり、更に

永祿十一年以後織田氏の領に歸した後も元の如く丹波國門野・播磨國市原・荒田・的場・猪笹・但馬國亦山・岩屋・谷津等で吹鍊したといふ。然りとすれば生野銀山では吹鍊法だけでなく穿坑・採鑛其他鑛山技法の一切を石州より傳へたものといひ得られる。<sup>7)</sup>

加賀國で文献上最初に記録された鑛山は同國能美郡尾添村の金坑であると思はれるが、此は永祿四年周防の浪士山口三之輔が近村の者と謀つて開鑛したといふ。此周防浪士も鑛山技術者と見られるが故に、石見銀山に關係せしめる事は必しも無稽の業でない。<sup>8)</sup> 佐渡國の鑛山では徳川幕府の直轄となつた頃「御直山三十六ヶ所ありて右の山仕三十六人へ俸米百俵宛を與へ炭留木鐵松蠟燭等十分に渡せしと也」○中略 此山仕共多くは伊豆・石見より來りしと云」といふ。<sup>9)</sup>

斯くの如くして直接間接に銀山と交渉を有つ鑛山を求むれば他に多くの實例を跡づけることが出来るが、銀山が先驅者として鑛業史上に占むる位置は以上で略窺はれるであらう。

註

1. 吉田博士 江戸時代の鑛山業に就いて 史學雜誌二七ノ一〇

2. 竹越典三郎氏著 日本經濟史第二卷 六三二頁

壽貞が外國より歸つて銀を吹いた傳は博多には殘つてゐるので石城志に「神屋壽貞もるこしより歸朝して銀座をはじめし時、此銀も出來けるなるべし」と見ゆ。

3. 中宗實錄三十七年五月甲戌條

石見銀山の研究

第十八卷、第一號

六五

4. 李朝中期に行はれた端川郡の檢德鑛山の製鍊法を擧げると「鍊銀法、採取生銀掘鑛下爲小坎、築以烈灰、先置鉛片以生銀、鋪置其上、四圍灰火覆以松木連抱者煽火、則鉛水先鑄、生銀旋々銷化、新舊鉛水交沸、皮面中間忽然銀精聚在上面、滓滲灰者再鑄、蘆花則灰去成鉛矣」とあり、反射爐様燒鑛爐に裝入し、薪火を以て熱し焙燒して硫黄分を少くし更に熱を高めて焙解し貴鉛とし此の貴鉛を灰吹して銀を得た(志賀融氏編 朝鮮金屬鑛業發達史 一二七頁以下)。猶石見銀山の徳川時代に於ける製鍊法は山根氏著書四一頁以下に記されてゐる。

5. 大久保利謙氏 戰國時代に於ける鑛山業に就いて 歴史教育四ノ九
6. 相良家文書之一、三九二號、三九五號、四一七號
7. 生野銀山記
8. 玉井敬泉氏所藏 白山遊覽圖記・拙稿 加能越三州の金銀鑛業 歴史と地理 三〇ノ四
9. 佐渡年代記、猶伊豆の鑛山は土肥金山である。

(昭和七、十一、一、稿了)